

平成 28 年 6 月 16 日

お客様各位

(中通国際海運有限公司 (CCL) 日本総代理店)
中通遠洋コンテナライン株式会社

「輸出コンテナ総重量の確定方法制度化」に関して

平素は弊社サービスに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでにご存じのことと思いますが、本年 7 月 1 日発効の改正 SOLAS (海上人命安全) 条約に対応するため、国土交通省におきましても船舶安全法関係省令の一部改正とともに告示の制定が行われました。

それら省令に基づき、本年 7 月 1 日以降に船積みされる輸出コンテナ総重量の確定方法が制度化されることにより、船積み前に、荷送人 (B/L 上の Shipper) が船長等 (船会社ならびにコンテナターミナル事業者を含む) へ提供するコンテナ総重量については、あらかじめ国土交通省への届出又は登録を行った「届出荷送人」又は「登録確定事業者」により計測・確定することが条件となりますので、弊社におけるその取扱いについて下記の通りご案内させていただきます。

尚、本制度の詳細に関しましては、国土交通省ホームページ掲載の情報をご参照ください。
<国土交通省 国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法の制度化について (改正 SOLAS 条約関連) >
http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

記

- ① 確定したコンテナ総重量につきましては、ターミナル搬入時にご提出いただくコンテナ貨物搬入票 (以下、搬入票) に記載することによりご提供願います。
- ② 従前より、搬入票に記載された署名者は、その記載内容について正確であることを保証いただくこととなっておりますが、本年 7 月 1 日以降の船積み分については、記載されたコンテナ総重量が、適切な方法により重量確定されたことも含めて、記載内容の正確性について保証いただくこととし、併せて署名者は届出荷送人又は登録確定事業者およびその代行者と見做すことといたします。
- ③ ②の規定に伴い、搬入票に記載されたコンテナ総重量は、適切な方法により確定された重量である旨の注釈を搬入票署名欄に追加いたします。ただし、記載文言は各ターミナルにより異なります。

以上